

○福岡市食育推進会議条例

平成18年 3 月30日

条例第23号

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、福岡市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画を作成するとともに、関係機関等と連携し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから市長が任命する者
 - (2) 本市の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 推進会議に、特定の事項について調査し、及び審議させるため、部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、保健医療局において処理する。

(令和3条例73・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月27日条例第73号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○福岡市食育推進会議条例施行規則

平成18年 3 月30日

規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市食育推進会議条例(平成18年福岡市条例第23号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、福岡市食育推進会議(以下「推進会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第7条の規定に基づき、推進会議に食育推進計画検討部会を置き、食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定に基づく福岡市食育推進計画の作成及び当該計画の推進に関する事項について調査し、及び審議する。

(部会の委員)

第3条 前条に規定する食育推進計画検討部会(以下「部会」という。)は、推進会議の委員及び部会における調査及び審議のため会長が必要と認める者若干人をもって組織する。

2 部会の委員(以下「部会委員」という。)は、推進会議の会長が推進会議に諮って指名する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めるこ

とができる。

3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、部会の会議ごとに、当該会議における審議の結果を推進会議の会長に報告するものとする。

(令和4規則23・一部改正)

(庶務)

第6条 部会の庶務は、保健医療局健康医療部地域保健課において処理する。

(平成20規則16・平成24規則72・平成25規則86・令和4規則23・令和6規則48・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議において定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第16号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規則第72号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第86号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月10日規則第23号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月28日規則第48号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。